

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社佐竹組
(法人番号7200001014996)
業者の住所：岐阜県養老郡養老町蛇持2 1
- 2 指名停止措置期間：令和4年5月31日から
令和4年7月30日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 株式会社佐竹組の営業部長兼大垣営業所所長は、岐阜県養老郡養老町が発注したこども園の園舎解体工事の入札に関し、同町職員より秘密の情報を得て落札し、公正な入札を妨害したとして、令和4年5月11日、公契約関係競売等妨害容疑で岐阜県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号ア（競売入札妨害又は談合）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第8号「抜粋」

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げるものと締結した工事請負契約等に関し、一般役員又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 ア 対象区域内の他の公共機関の職員 イ 対象区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内 1月以上12月以内